神戸市妊婦健診券追加受診券に関するQ＆A

	質問	回答
1	追加受診券の利用対象者を教えてください。	神戸市の妊婦健康診査受診券の交付対象者で、2026年10月１日以降に、15回目、16回目の妊婦健診を受診する全ての妊婦の方が対象です。 原則、妊娠40週以降の妊婦健康診査で使用できます。ただし、妊婦及び胎児の健康管理上医師が必要と判断した場合は、在胎週数にかかわらず利用可能です。
2	2026年９月以前に妊娠届出をした妊婦も対象ですか。	対象です。 2026年10月１日以降に実施する15回目、16回目の妊婦健康診査であれば、妊娠届出の時期を問わず対象となります。
3	妊娠40週未満ですが、15回目の妊婦健診を受診する場合も利用できますか。	妊婦及び胎児の健康管理上、医師等が15回目、16回目の健診が必要と判断した場合、妊娠40週未満でも追加受診券を利用できます。
4	追加受診券を使い切った場合（17回以上の健診を受診する場合など）、もう１冊追加受診券をもらえますか。	追加受診券の交付は、一人につき１冊です。
5	追加受診券をなくしてしまいました。再発行できますか。	**兵庫県内**の医療機関で妊婦健診を受診する場合は、通院先の医療機関の窓口で、追加受診券をなくしたことを伝えて、追加受診券を受け取ってください。 **兵庫県外**の医療機関で妊婦健診を受診する場合は、神戸市妊婦健康審査のホームページに掲載している「里帰り助成金用の追加受診券」を印刷してご利用ください。 区役所・支所保健福祉課の窓口でも再交付が可能です。ご希望の方は、母子健康手帳をお持ちになって、窓口までお越しください。 なお、追加受診券の交付は、一人につき１冊です。追加受診券を２冊以上利用された場合などは、神戸市から助成額の返還をもとめますのでご注意ください。
6	追加交付の「基本健診券」を１回の健診で２枚使用することは可能ですか。	基本健診券は、１回の健診で１枚しか利用できません。

	質問	回答
7	追加交付の「超音波等その他検査受診券(1)」を１回の健診で２枚使用することは可能ですか	超音波等その他検査受診券(1)は、１回の健診で２枚使用いただけます。
8	追加交付の「基本受診券」と「超音波等その他検査受診券(1)」は必ずセットで使用する必要がありますか。	原則妊娠40週以降の健診であれば、「基本受診券」、「超音波等その他検査受診券(1)」単体での利用も可能です。 追加交付の「基本受診券」は、15回目、16回目の妊婦健康診査でそれぞれ１枚ずつご利用ください。 「超音波等その他検査受診券（1）」は、１回の妊婦健康診査で２枚まとめてご利用いただくことも可能です。
9	追加交付の「超音波等その他検査受診券(1)」を14回目以前の健診時に使用することは可能ですか	追加交付の「超音波等その他検査受診券(1)」は、15回目、16回目の妊婦健康診査での利用を想定しております。14回目以前の健診では、ご利用いただけません。
10	多胎妊婦健診受診券と、追加受診券はどちらを先に利用しますか。	追加受診券の基本受診券と多胎妊婦健康受診券どちらを先にご利用いただいても、差支えありません。 なお、多胎妊婦健診受診券と追加受診券の「超音波等その他検査受診券（1）」を同時に利用することも可能です。 （例）多胎妊婦が、15回目の健診で、多胎妊婦健診受診券と追加受診券の「超音波等その他検査受診券（1）」を利用。